

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
平成30年大人事人第54号に関する部会

日 時 : 平成30年5月29日(火) 15:00~17:00

会 場 : 大阪市役所 地下1階第5共通会議室

出席者 : 《委員》

藤木邦頭部会長、川原稔久委員、平井美幸委員、藤木秀行委員
(委員は五十音順)

《大阪市》

○人事室(事務局)

鈿持人事室次長、高田組織担当課長、大塚組織担当課長代理

○教育委員会事務局

樽本教育活動支援担当課長

盛岡中学校教育担当課長

松井総括指導主事

山中指導主事

議 題 : (1) 運営要綱の策定について

(2) 調査計画・調査手法の審議について

〈議 事 録〉

○ 事務局(高田)

- ・ただいまより「第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 平成30年大人事人第54号に関する部会」を始めさせていただきます。
- ・本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます人事室組織担当課長の高田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・座って説明させていただきます。

- ・それでは、あらためて、この第三者委員会について説明をさせていただきます。
- ・お手元にお配りしております「資料3」をご覧ください。
- ・まず、この第三者委員会の位置付けですが、本市の「執行機関の附属機関に関する条例」に基づく市長及び教育委員会の附属機関となっています。
- ・次に、設置趣旨についてですが、今年1月27日未明に市立中学校に通う1年生の生徒が、自宅マンションから転落死するという大変痛ましいことがございました。これに関し、亡くなった生徒の保護者から、いじめによる重大事態であるとの申立てがあったことを受け、外部組織である第三者委員会にその事実関係の調査やその結果に基づく意見具申を行っていただくことを目的に、設置するものでございます。

本件のような重大事態への対処につきましては、お手元の「資料8」の大阪市いじめ対策基本方針の13 ページに、いじめによる重大事態への対処として記載がございますので、ご紹介させていただきます。

- ・なお、今回の委員会は、いじめ防止対策推進法に基づくものではなく、ただ今申し上げた基本方針に従い、市長が独自の調査を行う必要があると判断したため、開催されるものです。

- ・本日は、まず、委員の皆さまへ委嘱状をお渡しし、当部会の部会長指名についてご確認をいただいた後、運営要綱の策定、傍聴要領の確認など、部会の運営上、必要となるルールについてご審議いただきます。

その後、具体的に、今回の調査審議事案につきまして、調査手法と計画をご議論いただきたいと思いますと考えております。

- ・調査手法を検討するにあたりましては、事案の当事者の個人情報等を取り扱うこととなります。「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、当部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議においても、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

- ・どの時点から非公開とするかの判断は委員のみなさまに委ねますが、本日、傍聴にお越しの皆さまにおかれましては、途中でご退出いただくこととなりますことを、あらかじめご了承ください。

- ・それでは、委員の皆様のお名前と略歴を五十音順でご紹介させていただきます。

- ・「川原 稔久（かわはら としひさ）委員」

川原委員は、臨床心理士の資格を有し、現在、大阪府立大学の教授として臨床心理学の研究分野で活躍されています。また、大阪府のスクールカウンセラーを務められた経験もお持ちです。

- ・「平井 美幸（ひらい みゆき）委員」

平井委員は、大阪教育大学の講師として、養護教育に関する研究分野で活躍されています。また、養護教諭の経験をお持ちで、学校における子どもの支援やいじめ問題についても豊富な知識、経験を持っておられます。

- ・「藤木 邦顕（ふじき くにあき）委員」

藤木邦顕委員は、現在、大阪弁護士会に所属されており、子どもの権利委員会の委員長を務められた経験をお持ちです。また、大阪府教育委員会のいじめ防止対策審議会の専門委員も務めておられます。

- ・「藤木 秀行（ふじき ひでゆき）委員」

藤木秀行委員は、現在、奈良弁護士会に所属されており、これまで、千葉と奈良の2つの弁護士会において、子どもの権利委員会の委員を務められた経験をお持ちです。以前には、

この第三者委員会の委員をしていただいたこともございます。

- ・それでは、部会に先立ちまして5月22日付で委員の委嘱がされましたので、本日皆様に委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしましたら、前の方をお願いいたします。

(委員4名に委嘱状手交)

○ 事務局（高田）

- ・ありがとうございました。それでは、開催にあたりまして、人事室次長の釦持より、一言ごあいさつ申し上げます。

○ 釦持人事室次長

- ・ただいまご紹介にあずかりました人事室次長の釦持でございます。第三者委員会部会の第1回会議の開催にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。
- ・委員の皆様方におかれましては、お忙しいところお集まり頂きまして誠にありがとうございます。
- ・経験豊富な皆さまに委員就任を快諾いただき、大変心強く思っております。重ねて厚くお礼を申し上げます。
- ・冒頭でも説明がありまして、今年1月27日未明に市立中学校に通う1年生の生徒が、自宅マンションから転落死するという大変痛ましいことが起こりました。開催にあたりまして、謹んで哀悼の意を捧げたいと思います。
- ・本委員会は、ご遺族の「なぜ自ら命を絶ったのかという真実を知りたい」という意向を踏まえ、死に至る動機や背景など、事実関係を調査分析すること等を趣旨とするものでございます。
- ・いじめの問題は、社会全体の大きな課題であり、ご存じのとおり、学校でのいじめ防止対策は、法律でも地方公共団体の責務とされているところでございます。こうした中で大阪市としましても、この課題に真摯に向き合い、教育行政に対する市民の信頼を確保していくために、公正・中立な第三者の立場であるこの委員会の役割というのが本当に重大な役割であるというふうに考えております。事務局を務めさせていただきます私どもといたしましても、精一杯サポートをさせていただきたいという所存でございます。
- ・委員の皆様方におかれましては、専門的な見地からのご意見を賜りまして、今回ご審議いただく事案の真相というものを究明いただきますとともに、二度とこうした事案が起こらないよう徹底した対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- ・以上、簡単ではございますけれどもご挨拶とさせていただきます。

○ 事務局（高田）

- ・ありがとうございました。それでは、議事に移ってまいります。議事の基本ルールにつきましては、大阪市の条例及び規則に定められておりますので、事務局から条例・規則の説明をさせていただきます。

○ 事務局（大塚）

- ・お手元に配布しております資料3「執行機関の附属機関に関する条例」及び資料4「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」をご覧ください。
- ・先ほども少しご説明いたしましたが、この第三者委員会は「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置されています。「資料3」の3ページ上段に太字マーカーで記載しておりますが、この委員会は、市長と教育委員会の共同設置の附属機関であり、名称は「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会」、担当事務は「児童、生徒又は幼児がその生命又は心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項の調査審議並びに市長及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務」とされています。
- ・次に、規則につきましてご説明いたします。「資料4」をご覧ください。
- ・第1条では、この規則において、委員会の組織及び運営並びに調査審議に関し必要な事項を定めることを規定しています。
- ・第2条では、委員の定数等について規定しています。この委員会は、一時期に複数の事案を調査審議することも想定されています。個別事案の調査審議にあたっては、事案ごとに、その当事者と協議しながら最適な委員を選任することが必要と考えております。今回の事案につきましては、本日お集まりいただきました4名の委員の方に調査審議いただくこととなります。現在も4名の委員の方で別に調査審議中の事案がありますが、今後も新たな事案の調査審議を行う必要が生じる場合の対応を可能とするため、委員の定数を15名以内としています。
- ・第3条では、委員の任期を2年とし、委員は再任されることができると等を規定しています。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、委員につきましては、個別の事案ごとに、その当事者と協議しながら選任する必要があると考えておりますので、担当事案の調査審議が終了した場合には、その時点で解職の手続きをとらせていただきます。
- ・第4条では、委員長は委員の互選により決定することや、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することを規定しています。「資料1」の委員名簿のとおり、現在の委員長は「澤田裕和（さわだひろかず）委員長」、委員長代理は「山口崇（やまぐちたかし）委員長代理」であります。
- ・第5条では、必要な場合には、委員会に専門委員を置くことができることを規定していま

す。

- ・第6条において、委員会に部会を置くことができること等を規定しています。部会は委員長が必要と認める場合に設置することができ、同条2項で、その構成委員は委員長が指名する。また、3項において部会長は部会の構成委員のうちから委員長が指名するとしています。5項では、部会長が何らかの理由で不在となった場合を想定し、あらかじめ部会長が部会長代理を指名する内容を規定しています。澤田委員長からそれぞれの事案の調査審議にあたり、部会を設置する必要があるとして、部会の設置と部会長の指名等がなされておりますので、後ほど報告させていただきます。
- ・第7条では、調査の公正性を確保するため、委員が利害関係者となった場合等には除斥されることを規定しています。
- ・第8条では、会議は委員長が招集し、委員の半数以上の出席が必要であること、出席委員の過半数で議事を決すること等を規定しています。
- ・第9条では、必要な場合には、関係者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができることを規定しています。
- ・第10条では、第8条及び第9条の規定を部会の議事についても準用すること、及び部会の議事が決された場合は、その決議をもって委員会の決議とすることができることを規定しています。今回はこの規定を準用いたします。
- ・第11条では、委員会は、調査審議を終えた場合には、市長又は教育委員会に対して、是正や再発防止のために必要な措置等に関する意見具申を行うこと、及びその意見の公表について規定しています。
- ・最後に、第12条では、委員会の庶務は市長と教育委員会が協議して定めた機関において処理することを、第13条では、規則の施行に関して必要な事項は委員長が定めることを規定しています。なお、今回の事案に関しては、第12条の協議により、人事室が庶務を担当することとなっております。
- ・簡単ではございますが、条例・規則の説明は以上でございます。何かご質問などございますでしょうか。

(質問なし)

○ 事務局 (高田)

- ・それでは、部会長の指名について確認させていただきます。先ほどの説明にありましたとおり、第三者委員会規則の規定により、委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができ、部会に属する委員及び部会長は委員長が指名することとなっております。
- ・今回の新たな事案の調査審議につきましては、澤田委員長の決定により、新たに部会を設置して行うこととなりました。また、部会に属する委員及び部会長については、委員長の指名により、資料1の委員名簿のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

- ・それでは、委員長の指名によりまして、当部会の部会長は、藤木 邦顕委員にお願いしたいと存じます。おそれいりますが、部会長から一言お願いいたします。

○ 藤木邦顕部会長

- ・本件部会長に指名いただきました藤木邦顕でございます。
- ・先ほど釘持次長の方からのご説明にもありましたけども本事案というのは、生徒さんが亡くなられた重大な事案でありますし、背景にあったもので、それに至る経過、それから市長からの諮問の内容を見ますと、この件について学校及び教育委員会の対応はどうだったかということについての意見を具申するというのが当部会の役割であるというふうにお聞きをしております。
- ・こうした事案については、なかなか表面にあらわれてこないような事実もありますので、これまでの学校や教育委員会における調査というのも踏まえつつ、重要なことはやっぱり私達委員の方が直接に様々な事実を調べてあるいは関係の方々から事情聴取し、事実を表すようなものについては収集をして、その分析のもとに意見を具申することだと思っております。
- ・同時にご遺族の皆さんの方は、やはりこのような痛ましい事件があったことで大変ご心痛を感じておられるというふうに思っておりますし、それにお答えをしていくためには、迅速に調査等結論を出していくということが非常に重要ではないかというふうに考えております。
- ・そのためには部会委員の皆様には、事務局の皆さん、そして関係部局の皆さんの様々なご協力をお願いすることもあるかと思っておりますけれども、よろしくご協力をお願いいたします、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 事務局（高田）

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、審議を始めていただく前に、諮問書についてご案内いたします。本件の事案につきまして、5月18日付けで、市長から第三者委員会あての諮問がなされておりますので報告させていただきます。諮問の対象となる事案につきましては、後ほど具体的な審議に入っていく際にあらためてご説明いたします。
- ・それでは、第三者委員会規則第6条第4項の定めにより、部会長が会議を総理することとなっておりますので、ここからの司会進行は、藤木 邦顕部会長にお願いいたします。
- ・なお、この後、部会長代理を決定していただくこととなりますが、部会長代理が決定いたしましたら、部会長と部会長代理が真ん中の席になるよう席替えをしていただき、その後の審議を進めていただきますようお願いいたします。

○ 藤木邦顕部会長

- ・それでは今のご説明にありましたように、私の方から部会長代理の指名をさせていただきたいと思います。
- ・藤木秀行委員にお願いをしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○ 藤木秀行委員

- ・お受けいたします

○ 藤木邦顕部会長

- ・それでは、よろしくお願いいいたします。

(席替え)

○ 藤木邦顕部会長

- ・では運営要綱についてですね、冒頭事務局の方から運営要綱の策定の必要があるとの説明がありましたけれども、市の方で議論のたたき台があるということで、事務局案の説明をお願いしようと思います。

○ 事務局 (大塚)

- ・それでは、お手元に配布しております資料5「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 平成30年大人事人第54号に関する部会運営要綱(案)」をご覧ください。
- ・第1条では、この要綱において、委員会の運営に関し必要な事項を定めることを規定しています。
- ・第2条では、先ほどご説明した諮問についての調査審議を当部会が担当すること、及び部会の名称について規定しています。
- ・第3条では、部会の調査審議の範囲について、諮問書に示されておりますが、調査事案に係る事実関係の調査、学校及び教育委員会の対応の適否、及び調査審議に基づく必要な措置、とすることを規定しています。
- ・第4条では、会議を開催する際には、開催日の1週間前までに、開催日時、場所及び議題を部会長から各委員に通知することを規定しています。
- ・第5条では、部会の会議は、個人情報等を取り扱う場合等を除き、公開することを規定するとともに、会議において、次回の会議の公開・非公開の別を決定すること等を規定しています。
- ・第6条では、部会長が、部会の司会進行や発言の許可をすることを規定しています。
- ・第7条では、部会に出席する関係者が弁護士以外の付添人を同席させる場合には、部会の

承認が必要である旨を規定しています。

- ・第8条では、専門委員に委嘱した場合を含め、部会が行う調査は、あらかじめ部会の会議において、その調査目的及び手法を明らかにして行うことを規定しています。
- ・第9条では、議事録の作成、及び部会が事務局に資料を作成させることができることを規定しています。なお、議事要旨の公開は、市ホームページ等で行います。
- ・第10条では、部会は、調査結果を報告書としてとりまとめ、市長及び教育委員会に提出することを規定しています。
- ・第11条では、調査事案の当事者と利害関係が生じた場合の委員の報告義務について規定しています。
- ・第12条では、委員及び専門委員の守秘義務を規定しています。
- ・第13条では、部会の運営に関して必要な事項は、委員が協議してその都度定めることを規定しています。
- ・簡単ではございますが、運営要綱案の説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・今の説明のありました、市の方からの部会運営要綱についてのご意見をお聞きしようと思っておりますが、各委員の先生方、この要綱案について特にご質問あるいは補足訂正等、お気づきの点はありますでしょうか。

(意見なし)

○ 藤木邦顕部会長

- ・そうしましたら、部会運営要綱ただいま示されました資料5の要綱に基づいて本部会を運営するというので、この運営要綱を採択したいと思います。それでよろしゅうございますか。
- ・それで採択という扱いにしてください。

・続いて傍聴要領について必要であるということで、こちらも委員会においてすでに策定運営されているものがあるということですので、事務局よりのご説明をお願いいたします。

○ 事務局（大塚）

- ・それでは、お手元に配布しております資料6「傍聴要領」をご覧ください。
- ・この傍聴要領については、第三者委員会として既に策定運用されているものが、当部会にも適用されますので、当部会において新たに策定する必要はございません。
- ・先ほどご議論いただきました運営要綱案の説明の際にも申し上げましたが、本委員会は、個人情報を取り扱う場合等を除き、公開することとしております。

- ・この要領は、一定のルールのもとで、市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定することとしています。
- ・なお、本市の審議会では、概ね同様の傍聴要領を定めさせていただいております。
- ・簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

○ 藤木邦顕部会長

- ・ただ今、もうすでに実施をされている第三者委員会における傍聴要領ということですが、これについてのご意見と部会の皆様方からいかがでしょうか。

(意見なし)

○ 藤木邦顕部会長

- ・よろしゅうございますか。そうしましたら資料5にある第三者委員会傍聴要領を本部会においても適用するという扱いにしたいと思えます。

- ・それでは、具体的な事案の審議に入ってまいりたいと思えます。
- ・そのため、冒頭事務局からも個人情報等の非公開情報を取り扱う場合は会議を非公開とする必要があるという説明がありました。
- ・具体的事案の内容審議をするに当たって個人情報を取扱う使うこととなりますので、資料7、審議会の設置及び運営に関する指針の2ページ、第七の1(1)のア、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他情報により、特定の個人を識別することができるものまたは特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当するものと考えますので、ただいまより、本部会の会議を非公開の扱いにさせていただこうと思っております。各委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 藤木邦顕部会長

- ・それでしたら、以降の会議について非公開としたいと思います。
- ・記者の方、傍聴の方は、事務局の指示に従ってご退出願います。

(傍聴者・報道関係者退室)

○事務局より事案の概要説明

- ・人事室、教育委員会事務局の職員が、事案の経過や関係資料等について説明した。

○調査計画・調査手法について

- ・調査対象・スケジュール等について検討を行った。

○専門委員の選任について

- ・各委員から有識者の推薦を行い、次回会議までに委嘱することとした。

○次回会議について

- ・次回期日は6月25日（月）15時から17時までとし、調査計画・調査手法について引き続き審議することとした。

- ・個人情報等を取り扱うため、会議は非公開とすることとした。